

神奈川縣水産加工組合	横濱市中区尾上町	鈴木慶藏	水産塩物配給
神奈川縣物産統制組合	横濱市中区尾上町二丁目 三木朋也	三木朋也	漬物配給
神奈川縣食糧配給組合	横須賀市公郷七五一	食糧配給	食糧配給
昭和食糧工業有限公司	横須賀市公郷七五一	伊東岩吉	錫飴加工業
神奈川縣菓子統制組合	横須賀市南区中島町	小宮四九	菓子配給
神奈川縣砂糖配給統制組合	横須賀市南区中島町 高橋	砂糖配給	砂糖配給
北見商事株式会社	横須賀市大渡町五八	北見天代司	豆腐製造業
鈴木豆腐製造業	横須賀市不入所三五	鈴木清吉	豆腐製造業
明治産業株式会社 川崎工場	川崎市城川町五八〇	伊藤俊男	菓子製造業
村瀬精業所	横須賀市若松町五九	村瀬春一	精米業
澤澤需部漬物納入	横須賀市山王町五	重城繁花	漬物荷扱業
野崎産業株式会社	横須賀市中区山下町一七六	野崎清二	食料其他雜貨

関係団体名目 (種食関係)

神奈川縣食糧管理団	横須賀市中区南本町	責任者氏名	内容
神奈川縣食糧管理団	横須賀市山王町四八	田川誠	食糧配給統制当
神奈川縣食糧管理団	横須賀市浦賀町	櫻井長次	食糧配給統制当
神奈川縣食糧管理団	横須賀市若松町一三八	原一	食糧配給統制当
神奈川縣食糧管理団	横須賀市大渡町九一	石橋英男	食糧配給統制当
神奈川縣食糧管理団	横須賀市深田町三三〇	石橋英男	食糧配給統制当
神奈川縣食糧管理団	横須賀市南区大園町三七九	石橋英男	食糧配給統制当
神奈川縣食糧管理団	横須賀市小川町一三	肉藤金之助	食糧配給統制当
神奈川縣食糧管理団	横須賀市公郷町四三	稲田彦作	食糧配給統制当

神奈川縣水産食品配給 統制組合	横滨市中区尾上町	鈴木慶藏	水産塩乾物配給
神奈川縣漬物業統制組合	横滨市中区日奈天通二 丁目獎勵館三階	三木綱造	漬物配給
神奈川縣食酢配給 統制組合	横須賀市公卿七五一		食酢配給
昭和食糧工業有限会社	横須賀市公卿七五一	伊東岩吉	食糧加工業
神奈川縣菓子統制組合	横滨市南区中島町	小宮四九	菓子配給
神奈川縣砂糖配給統制組合	横滨市保土ヶ谷 区戸谷町一丁目	高橋	
北見商會株式会社	横須賀市太波町五八	北見商會	
鈴木豆腐製造業	横須賀市不入斗町三五	鈴木清吉	豆腐製造業
明治産業株式会社 川崎工場	川崎市堀川町五八〇	伊藤俊男	菓子製造業
村瀬精製所	横須賀市若松町五九	村瀬春一	精米業
海軍需部漬物納入	横須賀市山王町五	重城繁花	漬物荷役業
野崎産業株式会社	横滨市中区山下町二六	野崎隆二	食料其他雜貨

食糧加工業
横須賀市不入斗町五
青柳義吉
食糧加工業

第十三章 各種關係本部の改定等

(一) 補償部コレヲ對策本部

昭和二十一年四月二十日別紙電網及補償部に依り設置し海防本部も關係趣旨の完徹を期し

(二) 補償部引揚援護局引揚援護連絡本部

昭和二十一年七月一日補償部コレヲ對策本部と發展的に解消し別紙電網に依り設置し陸路本部と關係し肉依官衛團體との連絡を一層緊密ならしめ目的の達成に遺憾なからしむ

(三) 補償部引揚援護局就職試験本部

昭和二十一年十二月十一日附聯合軍最高司令部の指令に依り本局は昭和二十二年一月十五日より引揚援護事務の閉鎖を開始し一月末日を以て閉鎖すものと云ふたので職員今後の就職幹旋其の他の対策の万全を期する為本委員会と組織し閉局に伴ふ諸般の事務業務の円滑なる遂行を實施し有級の美をなした

本委員の趣も組織・運営に細成等別紙の通りである

一 趣旨

補償部に入路より引揚部が發生せしコレ其の後益々獨減を極め而も米量の指示により東

船中停留者及揚子港者隔離者の医療防疫に役務の充實を期すべしとす

(一) 組織

本部は補償引揚防護局の之を設け本部長、副部長及委員を置き本部長は補償引揚防護局長、副部長は同次長を以て充て委員は初内職員及関係官衛、団体職員中より本部長を以て命じ又は本場す

(二) 趣意

本員は本部長の召集に依り隨時委員会を開催し関係官衛、団体の連絡を一層密ならしめ其の全力を以て目的達成に努力せしむる如く措置するものとす

三 措置

本部に属する職務は補償引揚防護局總務課之を行ふ

補償引揚防護局總務課

本部長

補償引揚防護局長

副部長

補償引揚防護局次長

委員

總務部長

本員

總務部長

業務部長

第一復興部長

第二復興部長

補償引揚防護局検査所長

厚生省旅道防疫官

船舶運管会補償出張所長

全日本海員組合補償出張所長

海運局補償出張所長

神奈川縣内務部長

神奈川縣経済部長

同 警務部長

同 教育民政部長

同 衛生部長

同 横浜市長

國立久里英病院長
國立横入及病院長

浦賀警察署長

浦賀警察署長

横須賀北方復員局長

關中上陸地支局長

全務官(浦賀)事務所長

浦賀支局長

浦賀支局長

浦賀支局長

幹事

浦賀支局長

一 最初の船舶したる際は必ず船長に報告書一通及船員船客名簿二通を提出せしむると共に其の内容を確り下船の際に之を持ち帰ること。

二 コレヲ流行地(現在廣東公海防)より來航せる船舶並に航路中コレヲ若はコレヨリ疑ふる患者ありたる船舶に對してはコレヲ検査と實施すること。

三 コレに検査と實施する船舶は最後のコレに患者(保固者は患者と看做す)発生の日より

起算し二週間の停船を命じ其の間全員に對し検査(原則として各個検査)を實施し引續き二週間止むとして異状なきを確認したる場合は停船を解除すること。

四 船舶に発生せるコレヲ患者は病院船に、検査所に発生せるコレヲ患者は國立久里英病院に、又保固者及恢復患者は之を検査病院に天々運ば収容すること。

五 不病(普通病)患者は可及的速に収容し検査所の隔離病棟に収容したる上(又は久里英國立病院を使用し得る時は同院に収容し得る)最後のコレヲ患者は引續き十四日間の停留を命じコレヲ患者の監視を行ふと共に二日間の間隔を以て排便を實施し引續き二週間に於いて異常なきを確認したる場合は之を普通病棟に移送すること。

六 以上の停留は検査病院、特別病棟、ラツツ、又は保護所の、乾運物と之を充て最後のコレヲ患者はより起算して二週間隔離し二回又は三回總員検査と實施し引續き陰性にして異常なきを確認したる場合は之を解除すること。

七 送付する場合は各人の姓名、病棟名、番號を明記すると共に之に

検査材料は出得る限り別個にし置くこと。

八 検査の結果引續き二回陰性にして異常なきを確認したる

場合は自然排便による再検査を行ふこと。

九 同一自然排便による再検査を行ふこと。

十 同一自然排便による再検査を行ふこと。

十一 同一自然排便による再検査を行ふこと。

十二 同一自然排便による再検査を行ふこと。

十三 同一自然排便による再検査を行ふこと。

(本項はSレ入2より補亦ありて未定)

九番者係醫者及傳留者、又先並に善者係病者及傳留者ヲ解除等は檢疫本部長之と先是進駐軍

の承認を得て之を定規す、
十「コレ」答に於て終極の報告コレ「患者」の送院、監視の依頼等は檢疫本部長之に當り進駐軍

補 越 事 項

一 汚染船舶の揚陸命令に關する件

二 汚染船舶は消毒係可定期間(五日間)停船せしむる事に關する件

浦賀引揚接護局の揚接護連絡本員會

一 趣 旨

四月五日高東より「コレ」言ひの入港以來廣東、海防方面より浦賀港に入港せる「コレ」船は十

十余隻に達し朝野を驚威せしむるを以て之が防疫の無暗昧「コレ」対策本員會と設け対策

二 組織

(一) 本員會は浦賀港に於ける外地よりの引揚者及外地への送込者の接護、防疫に關係する官

府關係の關係者其の他「コレ」言ひの者として組織す、
(二) 本員會に本部長一名副本部長一名本員幹事書記若干名を置く、本部長は浦賀引揚接護局

長副本部長は同次長を以て之に充つ、
本員幹事書記は部内職員又關係官衙又団体職員より本部長之を以て之を充つ、

副本部長は本員會の組織となり議事を整理す、
本員長は本部長を補佐し本部長を助るとして之に代る、

幹事は上司の指揮を受け本員會の業務に就き企劃調査を以て書記は上司の命を受けて底

浦賀引揚接護局長

本員

河津引揚運河局長

總務部長

事務部長

第一復興部長

第二復興部長

檢査所長

同 神奈川縣内政部長

同 警務部長

同 經濟部長

同 教育民政部長

同 工務部長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

船舶運送會補助出賃所長

全日本船隻組合補助所長

同 東京海運局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

同 河津引揚運河局長

浦賀引揚保護局就職輪転本員会

十二月十一日附聯合警最高司令部の指令に依り本局は昭和二十二年一月十五日より引揚保護事務の閉鎖を純と開始し一月末日を以て閉鎖する事となつたので職員今後の就職輪転其の他対策の万全を期すには必要の事務あり、依り茲に浦賀引揚保護局就職輪転本員会を組織するものとす

二組

一、本員会は初内職員及び関係官庁の關係者を以て組織する
 二、本員会は本員会一名副本員会一名本員幹事書記若干名を置く。本員会は浦賀引揚保護局長 副本員会は全次長を以て充てる
 三、本員幹事及び書記は初内職員及び関係官庁の職員中より本員会長之と任命又は本局より本員会長は本員会の議長となり幹事を總理する
 四、副本員会長は本員会と補佐し本員会事務改めるとしてその職務を代行する
 五、幹事は上司の指揮を受けて本員会事務に従事す書記は上司の命を受け庶務を掌る
 六、本員会の事務は總務部總務課に於て之と修掌する

三運

本員会は本員会長の召集に依り隨時開催し各課の対策を樹立するの外本員会以下全力を舉げて目的達成に必要なる措置行動を爲すものとす

四編

- 浦賀引揚保護局就職輪転本員会構成員名録
- 本員会長 浦賀引揚保護局長
- 副本員会長 同 次長
- 本員 同 庶務部長
- 同 同 第一復員部長
- 同 同 第二復員部長
- 同 同 検査所長
- 同 同 出張所長
- 同 同 出初課長
- 同 同 保護所長
- 同 同 神奈川縣各部長
- 同 同 人評議長

三一九	二復道有次官	視察
三二〇	復道院長官	八里共拉及復道所巡視
三二七	重光崇山館不公使	歐洲各國より帰還
三二八	グリーンフィールド少尉 外二名	視察
四、五	久山内閣参事官外三名	各復道所視察
四七	運輸大臣内閣 京山書記官	視察
四一四	厚生省衛生局長 医務局長	視察
六一	マレー大使	視察
五二	医務局長 向東上陸地先局長	視察
五四	ライノマ大使	視察
五五	前東京副次長	視察
五一三	婦人内儀二視察員	臨居、池上復道所視察

五三一	復道大使一行	次官並に記者團と面談し、 経済社会問題等
六四	ハーセト中佐	視察
六六	カイルコックス	視察
六一	キング中佐	視察
六一四	船務運管会次長	業務打合
六一七	キング中佐	視察
六二五	復道院次長	視察
六二六	第二復道局長	視察
六二九	グリーンフィールド バイカー	視察
七	内務次官外六名	視察
七、九	キヤブランクロック	視察
七一八	同院機務会副支助長 外二名	復道所、臨居復道所視察

一〇一九	神奈川縣知事	検査所、監査課事務所視察
一〇一〇	代議士	
八二一	トヨタ自動車工業株式会社	視察
八二二	トヨタ自動車工業株式会社	秋乙入収容、件内、不局
八二三	トヨタ自動車工業株式会社	視察
八二四	トヨタ自動車工業株式会社	視察
八二五	トヨタ自動車工業株式会社	視察
八二六	トヨタ自動車工業株式会社	視察
八二七	トヨタ自動車工業株式会社	視察
八二八	トヨタ自動車工業株式会社	視察
八二九	トヨタ自動車工業株式会社	視察
八三〇	トヨタ自動車工業株式会社	視察
九一〇	厚田省森等森官外四名	会計検査
九一一	トヨタ自動車工業株式会社	検査、荷物、件打合
九一二	トヨタ自動車工業株式会社	視察
九一三	トヨタ自動車工業株式会社	視察
九一四	トヨタ自動車工業株式会社	視察
九一五	トヨタ自動車工業株式会社	視察
一〇一〇	会計検査院一行七名	視察

一〇一	米入部、政務司、法科	米入部、政務司、法科
一〇二	五箇年度局長	久里根、検査所、検査所視察
一〇三	米入部、政務司、法科	視察
一〇四	米入部、政務司、法科	送還者、件打合
一〇五	米入部、政務司、法科	視察
一〇六	米入部、政務司、法科	視察
一〇七	米入部、政務司、法科	視察
一〇八	米入部、政務司、法科	視察
一〇九	米入部、政務司、法科	視察
一一〇	米入部、政務司、法科	視察
一一一	米入部、政務司、法科	視察
一一二	米入部、政務司、法科	視察
一一三	米入部、政務司、法科	視察
一一四	米入部、政務司、法科	視察
一一五	米入部、政務司、法科	視察
一一六	米入部、政務司、法科	視察
一一七	米入部、政務司、法科	視察
一一八	米入部、政務司、法科	視察
一一九	米入部、政務司、法科	視察
一二〇	米入部、政務司、法科	視察
一二一	米入部、政務司、法科	視察
一二二	米入部、政務司、法科	視察
一二三	米入部、政務司、法科	視察
一二四	米入部、政務司、法科	視察
一二五	米入部、政務司、法科	視察
一二六	米入部、政務司、法科	視察
一二七	米入部、政務司、法科	視察
一二八	米入部、政務司、法科	視察
一二九	米入部、政務司、法科	視察
一三〇	米入部、政務司、法科	視察
一三一	米入部、政務司、法科	視察
一三二	米入部、政務司、法科	視察
一三三	米入部、政務司、法科	視察
一三四	米入部、政務司、法科	視察
一三五	米入部、政務司、法科	視察
一三六	米入部、政務司、法科	視察
一三七	米入部、政務司、法科	視察
一三八	米入部、政務司、法科	視察
一三九	米入部、政務司、法科	視察
一四〇	米入部、政務司、法科	視察

一、一八	カシノ中佐	
二、二〇	捕り頭市会議員五名	市内現寺邊地籍置入因寸日事頭外 市交康事有被檢
二、二一	東京神奈川地区事務局 四政部厚生課長二名	陸上及船内以カシノ引揚天以外寸日食 糧に被檢支檢狀現期置
二、二二	復興局総務部長	一後二復新農務部長と變換
二、二三	キング味佐外五名	視 察
二、二四	工業田課部一行十五名	
二、二五	神奈川野引館物産課長	ドイノ入送出に用寸日打合せ会議
二、二六	横須賀管区出張所長 外十名	
二、二七	総務事務局長	独逸又收買寸合
二、二八	カシノ中佐	
二、二九	ソイリ下ノワ民外二名	
二、三〇	武蔵野人権衛生課長 協働理事委員外四名	隣居中台建設所引花打合せ会議

一、一〇	柳澤川線土木初夏組	独逸人收買に用寸日事局
二、一〇	大蔵省中尾事務官外二名	
	右二名厚生省引揚課長	独逸人收買に用寸日事局
	院次長・廣務課長 外六名	
二、一〇	水産省スイソク氏	視 察
二、一〇	新井川組合理事(内選出) 委員 外一名	視 察
二、一〇	交通物産課事務官五名	視 察
	九州東上陸地文局長	視 察
	東京市立カシノ	ドイノ人收買に用寸日事局
		視 察
		視 察
		視 察

本は熱線、精力は先見の明を以て引揚揚務と進行しつ、あり貴殿に付し稱讃の辞を呈す
しつてある

米國陸軍司令部
陸軍少将ウィリアム・シュー・4エース

宛厚庄大臣 河合良成殿

須賀務分遣隊司令官 一九四六年七月二十五日

左記署名者の上記の件に關し其の稱讃するものがある

須賀港監督官
第十二騎兵聯隊
陸軍中佐ロバート・ダブリエーキング

第一騎兵師団司令部司令部官室

東京ドレーク、キヤン
一九四六年七月十七日

主眼賞詞
宛河合榮殿 (本有理由)

一九四六年七月十二日浦須引揚揚務の稱讃で私は、所選者引揚の區際方面に於ける貴方の
事の完全な及効果絶ぶることに大変印象付けられしと
貴方の記録が物語、如く一人のコレ巨者マへ日本各地に及れず終りものコレ巨者マを控
解者がコレ巨流行、向に貴殿役給と進、たかたか有、私月時に貴殿の深い印象を與へら
れし、た、どうが、私の賞詞を後等の益、初めに対する、勿と注意のため、か、併へ下さ、私、貴
官、伊達隆次氏、它、本、明道氏に、長、二、事、を、為、る、水、音、勤、務、員、に、對、し、稱、讃、し、度、い、と、激、し、み、す

米國陸軍司令部

陸軍少将ウィリアム・シュー・4エース

宛 東京厚庄大臣 河合良成殿

左記署名の上記の件に關し其の稱讃するものがある、
一九四六年七月二十五日

須賀港監督官
第十二騎兵聯隊
陸軍中佐ロバート・ダブリエー・キング

困りの方には恩賜財團同胞援護會へ申出られれば見舞金が出ることになって居ります。瘧疾へ病くまでの旅行中の食券、携帯食糧等は旅行日數に應じて差上げます。この外酒、鹽辛等を一般邦人成年男子に對し同胞援護會から差上げてゐます。主食其他調味料等は現在配給制度になつてゐます。引揚證明書によつて配給を受けられる事になつてゐますので、この引揚證明書を市町村役場に差出しますと主食其の他の食糧や物品等の配給が受けられますから紛失しないやう大切に保管して下さい。

二、病人、妊産婦の方

病人の方は上陸検査直後病氣の種類により夫々の病院に收容致します。看護に適當な近親者又は隣故者が付き添つて下さい。病院は無料で入院出来ます。尙援護所に來られた後發病された方がありましたら各援護所には醫師又は常在看護婦が居りますから、直ぐに係員に申出て下さい。妊産婦の方は入院出来ますから検査後係員に申出になれば入院の手順を致します。之も無料です。そして赤ちゃんが生れますと、同胞援護會から御祝ひ金を差上げる事になつて居ります。満二歳以下の赤ちゃんをお持ちで母乳にお困りの方はミルクを差上げますから係員に申して下さい。

三、孤 兒

引取人の無い子供は引き取り養育致しますから本人からでも又世話して來られた方からでも夫々係

員に申して下さい。

四、行先の無い方

行先の無い方は落付先をお世話致しますから係に申して下さい。

五、落付先の生活について

落付先については都、道、府、縣廳の厚生課、地方事務所、同胞援護會、市町村役場、區役所、國民勤勞署又は警察の生活相談所等で御相談下さい。又市町村の方面委員が進んで御相談に來ることになつて居ります。

六、遺 族

遺骸は當地の火葬場で町重に火葬にしておりますから近親者に於て夫々係員からお受取り下さい。尙同胞援護會から些少乍ら香奠を差上げます。無縁の方の御遺骨は浦賀町の永福寺（鴨居援護所關係）及久里濱の長安寺（鴨居以外の援護所關係）で供養致して居ります。

七、荷 物

宿舎から出發される時に携行出來ない大きな荷物が多數ある場合、援護所から發歸迄はこちらのトラックで輸送しますから係員に申して下さい。

八、衣服等の無い方

衣類、履物等の無い方は婦人、小世服も同様ですが係員に申出になれば出来るだけの事は致します。

四

九、持ち歸りの現金、證券、贈答類について

1. 一定の範囲で持ち歸りを許可されますがそれ以上は海運局の方で保管致します。
2. 許可されたものの内ドルは米第八軍司令部出先機關、その他は海運局で兩替致します。
3. 海運局で保管するものは現物と引替に保管證を交付致すことになつて居ります。

十、在外資産の報告について

在外資産を所持される方は上陸後三十日以内に大蔵大臣宛報告される義務があります。報告と實際についての詳しい事は各銀行、財務局、稅務署、信託會計にお問合せ下さい。但し海運局で保管したのに對しては報告の必要はありません。

十一、家庭への通信

電報は北海道四日、東北三日、東京一日、關西三日、九州五日位かゝる見込で授護所の滞在期間中は間に合はない場合が多いのですから御承知置き願ひます。

十二、汽車への乗車

運賃の際各人にお渡しする外地引揚證明書を購又は日本交通公社へ提示すれば無料で乗車票を交付

して呉れます。戦災その他のために列車は混雑して居りますから同一方面二十名以上ある場合は必ず團體輸送の申込をして下さい。申込は出發二日前に代表者は人員を取纏め授護所を藉して授護局輸送課へ申出下さい。多人数の場合は臨時列車の準備も致します。乗換驛、時刻表その他のお分りにならないことは輸送課事務室までお出されれば日本交通公社が出張して居りますから總ての御一案内を致します。

十三、戦災都市の災害状況は業務部授護課又は授護所に戦災地圖が備へてありますから御覽下さい。

十四、軍人、軍屬

軍人、軍屬の方は復員に必要な業務並給與を致してゐますから所屬係員に申出下さい。

全國殆ど何處も爆撃を受けて居りますが、比較的被害の大きくないのは京都、奈良、滋賀、長野、山形、秋田、石川、島根、鳥取の諸縣です。従つて何處でも住宅不足で困つてゐます。又昨年は近來にない米穀不作で國民は食糧難に陥つて主食は今尙配給制であります。その他の生活物資も殊に纖維製品は不足です。又鐵道輸送も戦災に因り車輛数は減り石炭不足等の爲め人や物の輸送も困難となつてゐます。以上のやうな現状で終戦後の我が國は非常に困つてゐます。

然し平和國家として力強く再出發せんとしてゐます。米穀供出の促進、輸送能力の増進、行政機構の刷新、民主主義の徹底化等に依り漸次明朗化し、生活し良くなつて來てゐますとは申すものと私達

は決して樂觀する事は許されません。敗戦國として當然受けねばならない多數の困難はこれからであると思ひます。私達はこの苦難に打ち克つて行かねばなりません。民主日本、首ひ換へれば氣持の良
い住み良い日本國再建設に向つて邁進させよう。

六

戦災都市調

仙臺石瀧秋釜盛宮八	千京龍前鏡水日青
豪釜巻田田石岡古戸	葉京谷橋子戸立森
川大高足字士平郡福	一野清甲沼平横瀬川
越宮崎利宮浦山島	岡水府津塚濱見崎
長新小大木横藤川浦	桑名大鏡敷福富長
野瀧原津津賀澤口和	名屋垣早賀井山岡
京奈飾岸田新彦長上	姫明濱豊岡宇津四
都良碧田邊宮根濱田	路石松橋崎田
宇八新戸下宇岩濱米	吳瀧岡堅大尾鳴神
和幡居	ヶ
島濱濱畑關部國田子	山山田阪崎尾戸
佐館大大佐久臨八門	松高高八總防總濱
七伯本村田賀米岡轄司	山知松子島府山島
旭帶室函中宮延	洲長川鹿臨今
川廣關館津崎岡	路崎内島屋治

